

[事案 2025-181] 慰謝料請求

・令和7年10月28日 不受理決定

<事案の概要>

死亡保険金受取人が死亡したため、契約者の生前に契約者および申立人が、保険会社に死亡保険金受取人を申立人に変更するよう連絡したにもかかわらず、死亡保険金受取人が変更されていなかったことから、死亡保険金相当額を慰謝料として支払うことを求めて申立てのあったもの。

<不受理の理由>

申立内容の適格性について審査を行った結果、本件では死亡保険金受取人の法定相続人（以下「法定相続人」）が重大な利害関係を有しており、法定相続人に対する主張・立証の機会等の手続的保障が必要となるところ、裁定審査会は裁判外紛争処理機関であり、本件の当事者でない法定相続人の権利についての手続的保障がないことから、申立てを不受理とした。